

令和 3 (2021) 年度版

[令和 2 (2020) 年度実績]

総合精神保健福祉センター所報

第 45 号

広島県立総合精神保健福祉センター

(パレアモア広島)

「パレアモア広島」は、昭和62（1987）年に
現在地（安芸郡坂町）に移転したときにつけられた
愛称です。

パレアモア（parlez à moi）とは、
フランス語で「私に話しかけてください」という
意味です。

はじめに

令和2年の年明け間もなく、新型コロナウイルス感染症の脅威が国内で報道されたかと思うと、瞬く間に全世界に広がり日常生活を一変させました。学校の一斉休校が始まった2月末頃からは遠方の講師を招く研修会を中止し、審査会・研修・家族教室・デイケア等の集団で行う業務を安全に行うための環境整備を進める傍ら、メンタルヘルスニーズの増大に備えて感染症流行時の資料を入手・勉強するという中で令和2年度を迎えました。

4月16日には緊急事態宣言が全国に拡大され、通常の業務は縮小する一方で、新型コロナウイルス感染症関連の県民に向けたメンタルヘルス事業を開始しました。入院中の方々の人権に係る精神医療審査会及び精神障害を持つ方々の医療や暮らしを支える手帳・自立支援医療の審査会の業務は、審査委員の先生方の御協力もあり、環境整備のみで継続できました。今ではすっかりお馴染みとなったWeb会議・研修を導入し、「やっていけそう」という手応えを感じられたのは大きなことだったと今でも思います。当センターの利用者への支援については、形は変わっても途切れさせないことに工夫を凝らしました。

コロナ禍前の令和元年度と比べると、技術指導・教育研修については、開催回数は80～90%を維持しましたが、教育研修への参加人数は約半分となっており、受講定員を絞ったこと以上に対象の方々の感染症対応による厳しい状況がうかがえました。面接相談の延べ人数の前年度比は65%でしたが、相談内容別に見ると、ギャンブル94%、ひきこもり83%、自殺関連87%で、精神保健福祉センターの役割として複雑困難なケースの対応は維持できていたと考えます。電話相談は総数が30%増で、相談内容全般で増えており、来所が減った分、電話で支援を継続していた結果と考えます。

デイケアについては基本的な感染対策とプログラム内容の変更を行いました。緊急事態宣言等の発出中には休止を余儀なくされ、電話やお便り発行といった方法で個別支援を継続するとともに、デイケアへの帰属感を維持しました。

平成30年7月の西日本豪雨の被災者支援は「広島こころのケアチーム」と連携して行いました。多くの市町の「地域支えあいセンター」事業の終了とともに「広島こころのケアチーム」も令和2年度末に終了となりましたが、活動の一部や積み上げてこられたノウハウは大事に引き継ぎます。

コロナ禍での事業では、「これまで通り」を見直す必要が生じました。物理的な距離は拡がりましたが、新たな方々とのつながりも増えました。Webを使ったコミュニケーションの便利さも活用しつつ、対面ならではの良さもより深めたいと思っております。

このように様々な出来事が重なった令和2年度の実績を所報としてまとめましたのでお届けします。関係各位の忌憚のない御意見をお待ちしております。

今後とも、地域の精神保健福祉の総合的技術センターとして、その役割を十分に果たしていく所存です。引き続き、皆様の御指導と御協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

令和3(2021)年12月

広島県立総合精神保健福祉センター

所長 佐伯 真由美

目 次

I	組織の概要	1
1	沿 革	2
2	組 織	3
3	施 設	4
4	決算状況	6
II	業務実績	9
第1章	技術指導・技術援助	10
1	保健所・市町	10
2	関係機関・その他	11
3	平成30年7月豪雨災害後の対応	13
4	新型コロナウイルス感染症への対応	14
第2章	教育研修	16
1	教育研修	16
2	実習指導	17
第3章	普及啓発	18
1	パレアモア広島のホームページ	18
2	自殺・うつ病対策情報サイト	18
第4章	調査研究	19
	新型コロナウイルス感染症流行によるデイケア利用者への影響と デイケア運営について	19
第5章	相談指導	20
1	当センターの相談指導のながれ	20
2	面接相談	20
3	電話相談	21
4	こころの健康づくり相談事業	22
第6章	精神医療審査会・自立支援医療受給者証（精神通院） 及び精神障害者保健福祉手帳	23
1	精神医療審査会	23
2	自立支援医療受給者証（精神通院）及び精神障害者保健福祉手帳	24
第7章	自殺対策事業	25
1	相談事業	25
2	自死遺族支援	25
3	自殺対策推進センター事業	25

第8章 思春期精神保健事業（ひきこもり対策事業等）	27
1 相談事業	27
2 家族教室	27
第9章 地域依存症対策事業	29
1 相談事業	29
2 薬物依存症対策	29
3 ギャンブル依存症対策	31
4 アルコール依存症対策	31
5 その他	31
第10章 デイケア	32
総括	32
1 デイケア	32
2 家族教室	35
3 O B 会	36
4 デイケア導入プログラム（プティパ）	37

【本書で用いた略語の説明】ABC 順

ICD-10	国際疾病分類第10回改訂版
SST (Social Skills Training)	社会生活技能訓練
DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team)	災害派遣精神医療チーム
PFA (Psychological First Aid)	心理的応急処置
SPR (Skills for Psychological Recovery)	サイコロジカルリカバリースキル

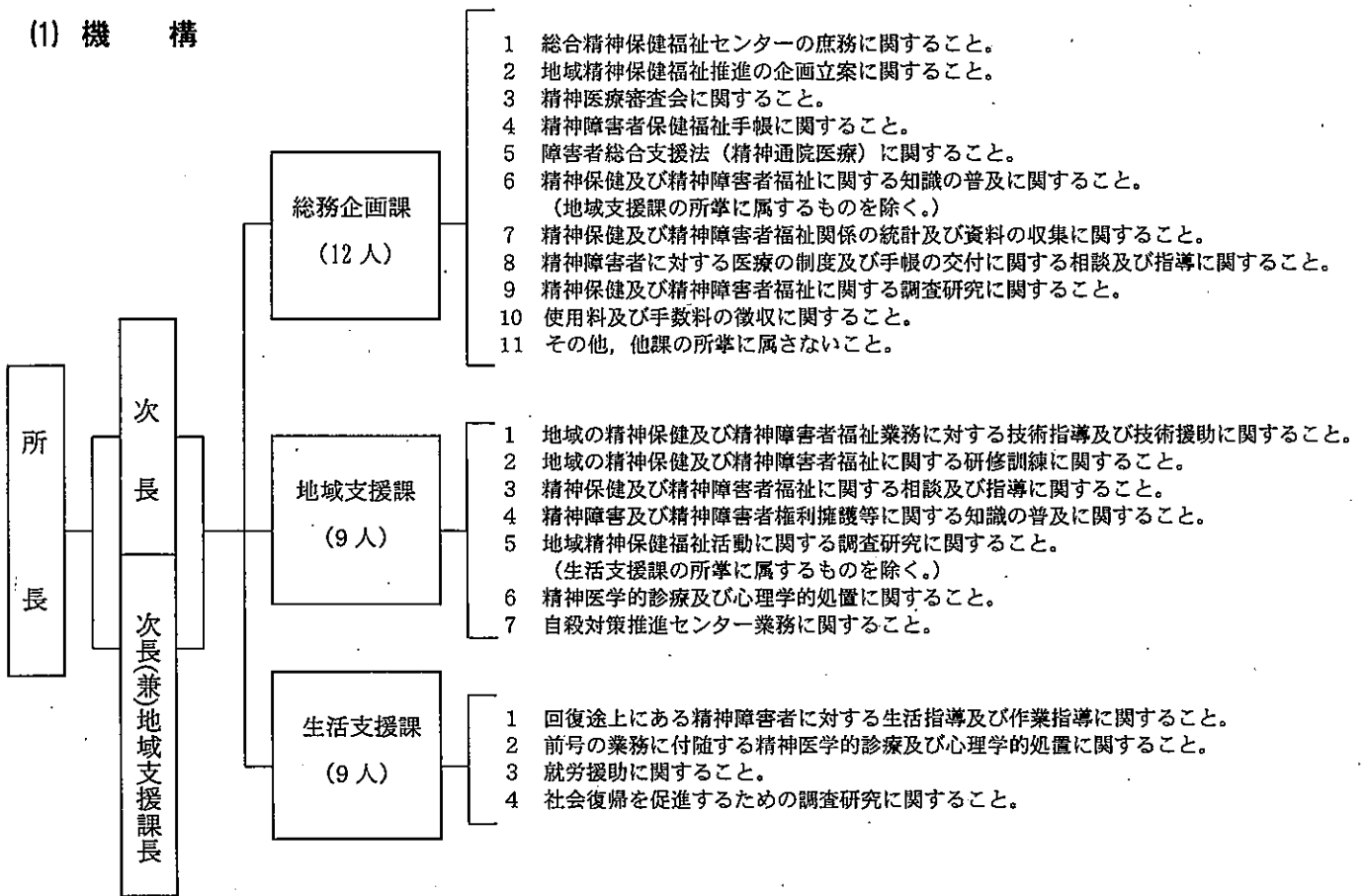
I 組織の概要

- 1 沿 革
- 2 組 織
- 3 施 設
- 4 決 算 状 況

1 沿革

昭和 27 (1952) 年	広島県精神衛生相談所設置条例公布 広島県立尾道精神衛生相談所を尾道保健所に併設
昭和 37 (1962) 年	広島市宝町に移転，広島県立精神衛生相談所と改称
昭和 39 (1964) 年	広島市宇品町の県立広島病院内に移転
昭和 47 (1972) 年 3 月	広島県立精神衛生センター設置及び管理条例公布 (広島県立精神衛生相談所設置条例廃止)
昭和 47 (1972) 年 4 月	広島県立精神衛生センターを県立広島病院内に設置 (2 課制)
昭和 60 (1985) 年 10 月	県立広島病院改築に伴い，事務室，診察室等 1 階部分を移転
昭和 62 (1987) 年 3 月	広島県立総合精神衛生センター設置及び管理条例公布
昭和 62 (1987) 年 8 月	広島県立総合精神衛生センターを安芸郡坂町に開設 (3 課制)
昭和 63 (1988) 年 3 月	広島県立総合精神保健センターに改称
平成 7 (1995) 年 7 月	広島県立総合精神保健福祉センターに改称
平成 11 (1999) 年 3 月	情報研修棟を増設
平成 14 (2002) 年 4 月	精神医療審査会事務，精神障害者保健福祉手帳及び通院医療費公費負担事務を開始
平成 18 (2006) 年 4 月	障害者自立支援法全面施行に伴い，精神通院医療費公費負担が障害者自立支援法による自立支援医療費 (精神通院) に移行
平成 28 (2016) 年 4 月	自殺対策推進センター事業を開始
平成 30 (2018) 年 9 月	広島こころのケアチームを設置 (広島県が一般社団法人広島県精神保健福祉協会へ委託して実施)
令和 3 (2021) 年 3 月	広島こころのケアチームを解散 (業務は，広島県立総合精神保健福祉センターへ引継ぎ継続実施)

(1) 機 構



※各課の人員には、常勤的非常勤職員を含む。

(2) 職種別職員数

単位：人

職 種 区 分	医 師	臨 床 心 理 技 術 者	保 健 師	事 務 員	デ イ ケ ア 従 事 員	自 殺 対 策 従 事 員	デ イ ケ ア 講 師	精 神 科 医 師 (再 掲)	精 神 保 健 福 祉 士 (再 掲)	計
職 員 〔 常 勤 〕	2	3	7	9	—	—	—	(2)	(2)	21
非 常 勤 職 員	3	(3)	(3)	5	5	1	8	(3)	(2)	22
計	5	3	7	14	5	1	8	—	—	43

※ () 内は再掲

3. 施 設

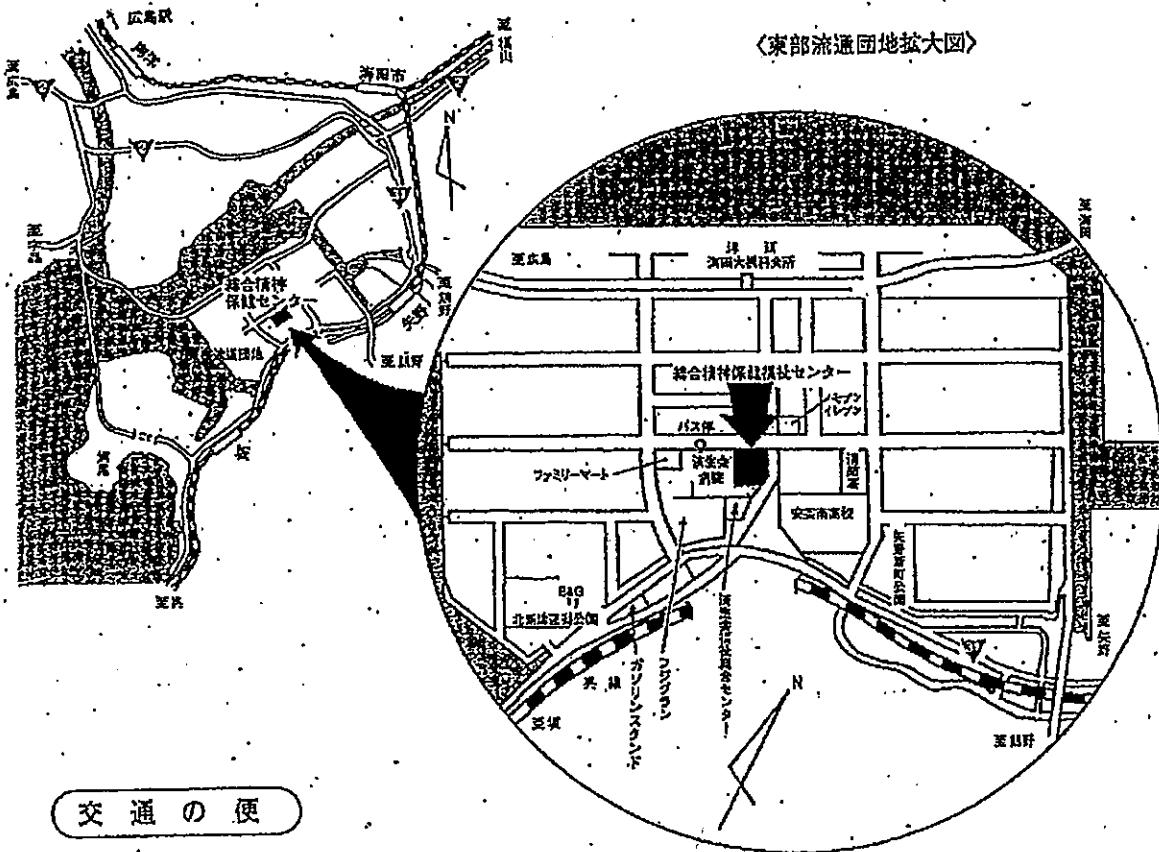
(1) 場 所 広島県安芸郡坂町北新地二丁目3番77号

(2) 敷地面積 6,600.91 m²

(3) 建 物

種 別	構 造	建築面積 (単位：m ²)	床 面 積 (単位：m ²)		
			1 階	2 階	計
管 理 棟	鉄筋コンクリート造 2 階 建	1,120.35	947.09	790.26	1,737.35
情報研修棟	鉄筋コンクリート造 2 階 建	291.00	274.16	275.27	549.43
渡 廊 下	鉄筋コンクリート造 スレートを葺	28.08	57.56	—	57.56
車 庫	鉄骨造 平屋	60.32	49.92	—	49.92
計		1,499.75	1,328.73	1,065.53	2,394.26

【位置及び交通】

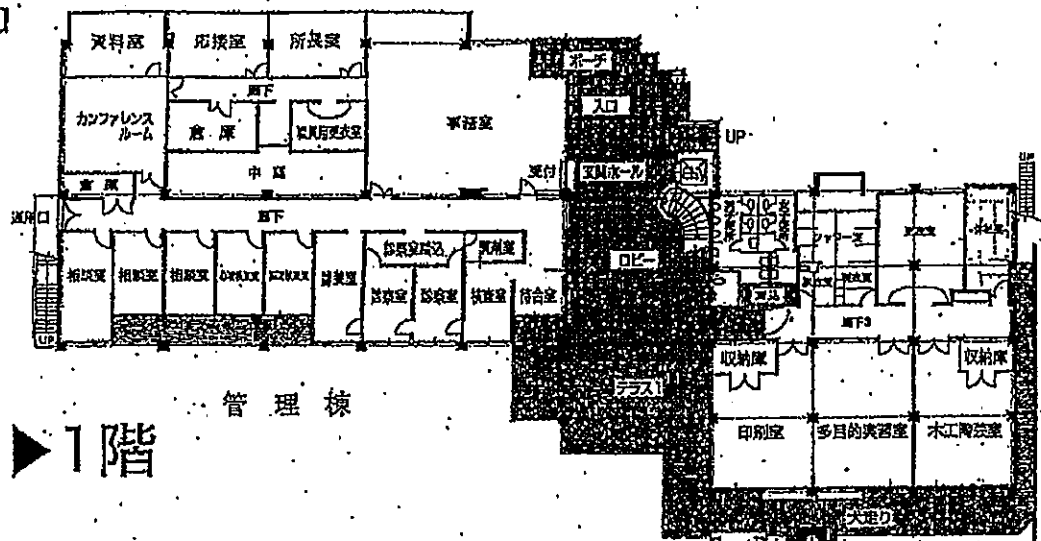


交 通 の 便

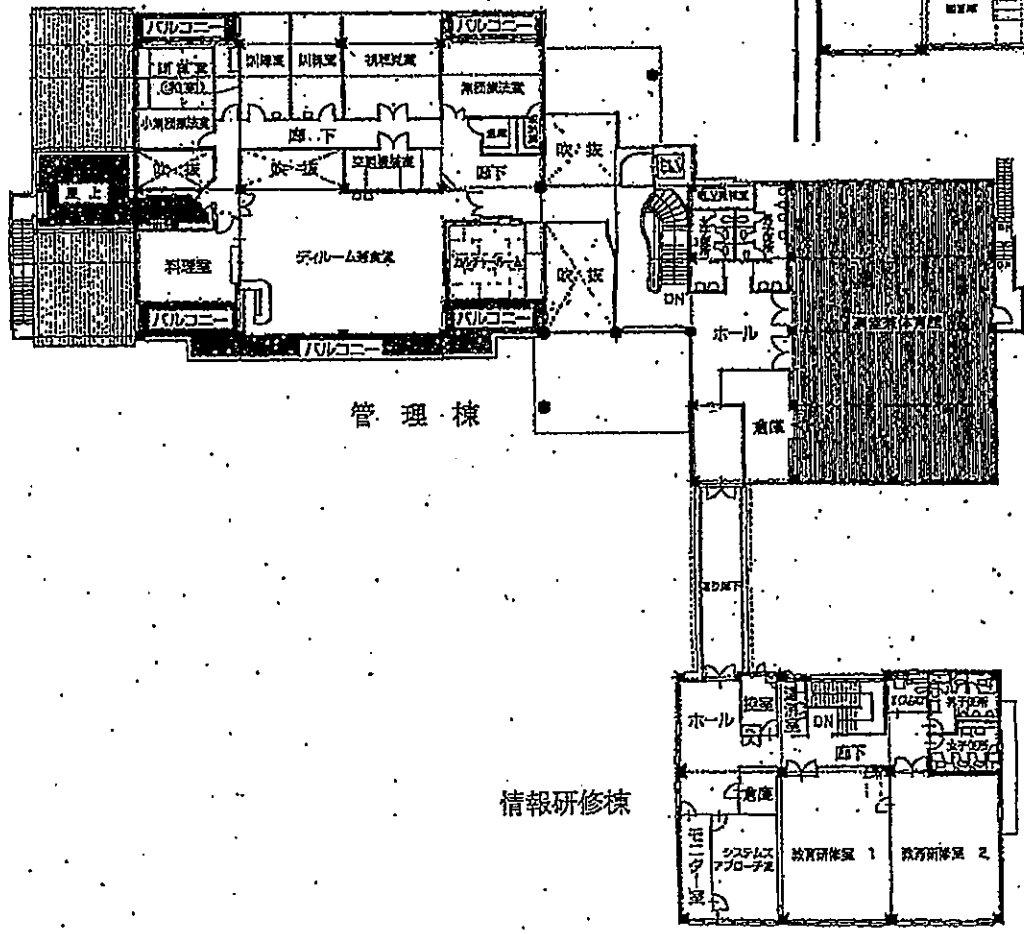
- JR呉線 矢野駅下車、徒歩 20分
- 芸陽バス JR海田市駅から安芸南線「フジグラン安芸」行「済生会広島病院」バス停下車
- 坂町循環バス JR坂駅前「済生会広島病院前」バス停下車
- デイケア用送迎バス



【建物平面図】



2階



4 決算状況

令和2(2020)年度

(1) 歳入

単位：円

科 目 (款 項 目 節)	決 算 額	摘 要
使 用 料 及 び 手 数 料	10,957,099	
使 用 料	10,957,099	
衛 生 使 用 料	-10,957,099	
総合精神保健福祉センター使用料	10,957,099	診療収入, デイケア収入
衛 生 総 務 手 数 料	0	
財 産 収 入	0	
諸 収 入	145,491	
保 険 料	0	
戻 入 金 及 び 返 還 金	2,559	
雑 収	142,932	行政財産使用料, 必要経費等
計	11,102,590	

※ 国庫補助金は未計上

令和 2 (2020) 年度

(2) 歳 出

単位：円

科 目 (款 項 目 節)	決 算 額	摘 要
衛 生 費	36,295,344	
公 衆 衛 生 費	35,570,226	
精 神 保 健 費	35,305,126	
報 酬	1,761,300	審査会委員, 判定医, 診療医等
報 償 費	11,002,375	審査会報告書料, 講師謝金等
旅 費	1,638,140	
需 用 費	6,999,631	光熱水費, デイケア教材等
役 務 費	2,440,760	郵送料, 電話使用料等
委 託 料	9,347,728	庁舎管理業務等
使 用 料 及 び 賃 借 料	1,908,392	精神保健福祉システム等
負 担 金 , 補 助 及 び 交 付 金	169,000	
公 課 費	37,800	
保 健 指 導 費	265,100	
使 用 料 及 び 賃 借 料	265,100	
中 高 年 保 健 対 策 費	62,520	
報 償 費	40,250	
旅 費	22,270	
医 薬 費	725,118	
薬 務 費	725,118	
報 償 費	263,500	
旅 費	323,805	
需 用 費	62,413	
使 用 料 及 び 賃 借 料	75,400	
計	36,295,344	

※ 職員給与費は除く

II 業務実績

第1章 技術指導・技術援助

第2章 教育研修

第3章 普及啓発

第4章 調査研究

第5章 相談指導

第6章 精神医療審査会

自立支援医療受給者証（精神通院）
及び精神障害者保健福祉手帳

第7章 自殺対策事業

第8章 思春期精神保健事業
(ひきこもり対策事業等)

第9章 地域依存症対策事業

第10章 デイケア

第1章 技術指導・技術援助

地域における精神保健福祉活動を推進するため、精神保健福祉にかかる専門機関として保健所及び市町をはじめ関係機関に対して技術支援及び技術援助を実施した。

また、保健所及び市町に対する一貫した技術支援を行うため、定期的に保健所を訪問し、地域ニーズに沿った支援や企画等について情報提供や助言を行った。

(令和2年度)

対 象	内 容	実施回数	延人数
保健所（管内市町）	研修会，事業・事例検討，病状審査など	39	382
司法・警察・更生保護	集団指導など	14	65
教 育 機 関	講義	1	20
そ の 他 の 機 関	研修会，事業検討など	38	980
計		92	1,447

1 保健所・市町

(令和2年度)

	研修会		事業検討		病状審査		集団指導		事例検討		その他		合 計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
西部保健所	1	39	2	29	1	1	0	0	0	0	1	1	5	70
西部保健所 広島支所	0	0	2	15	1	1	1	10	0	0	0	0	4	26
西部保健所 呉支所	0	0	1	2	2	5	0	0	0	0	0	0	3	7
西部東保健所	0	0	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7
東部保健所	1	10	1	7	0	0	0	0	0	0	2	2	4	19
東部保健所 福山支所	1	24	1	2	1	6	0	0	2	34	1	27	6	93
北部保健所	1	26	2	35	0	0	0	0	1	6	0	0	4	67
呉市保健所	1	32	2	17	0	0	0	0	0	0	2	5	5	54
福山市保健所	0	0	2	5	0	0	0	0	3	30	1	2	6	37
広島市保健所	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
合 計	5	131	15	121	5	13	1	10	6	70	7	37	39	382

※保健所の管内市町分は、保健所に含めて記載。

2 関係機関・その他

(令和2年度)

区分	依頼機関名	内 容	延人数	
司法・警察等	広島保護観察所	薬物依存症回復支援推進事業：回復プログラム実施施設支援（7回）	14	
	貴船原少女苑	薬物依存症回復支援推進事業：回復プログラム実施施設支援（5回）	9	
	広島少年院	薬物依存症回復支援推進事業：回復プログラム実施施設支援（1回）	2	
	松山保護観察所	薬物依存症回復支援推進事業：回復プログラム実施施設支援（1回）	40	
その他	安芸高田市民生委員児童委員協議会	回復プログラム導入・実施施設支援	31	
	県庁県民活動課	広島県厚生支援計画（素案）に係るヒアリング	6	
	広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会	令和2年度広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会 現任者研修	50	
	広島こころのケアチーム	自殺対策地域支援事業事例検討会（坂町）	12	
	県庁健康対策課	暮らしとこころの相談会（2回）	13	
	県庁地域包括ケア・高齢者支援課	中堅期保健師スキルアップ研修	3	
	災害	広島大学	広島大学講義「災害医療と疾病対策」	20
		日本精神科救急学会	日本精神科救急学会	100
		消防学校	消防職員初任研修（惨事ストレス）	41
		広島こころのケアチーム	呉市被災者心のケア連絡会，こころのケアチーム・県地域支えあいセンター情報共有会議	21
	県庁	広島県老人福祉施設連盟	新型コロナウイルス感染症応援派遣登録職員対象研修会（2回）	101
			鳥インフルエンザ防疫対策保健所支援	5
			NHK ひるまえ直送便	-
熊本県豪雨災害支援（6回）			188	
	新型コロナウイルス感染症に係る保健所支援（67回）	462		

〈参考〉 審議会等

(令和2年度)

対 象	対応職員	件数	延人数
審議会・委員会等	センター所長, 医師, 次長, 担当課長 等	21	341

※ 当センター業務である「精神医療審査会」と「精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療費（精神通院）審査会」は含まない。

(再掲) 災害関係

対 象	内 容	延人数
審議会・委員会等	呉市被災者心のケア連絡会	12
	坂町被災者支援関係者連絡会	20
	こころのケアチーム・県地域支え合いセンター情報共有会議	9

3. 平成 30 年 7 月豪雨災害後の対応

平成 30 年 7 月豪雨災害では、県内の各地で甚大な被害を受けた。

河川の氾濫や越水による浸水被害も多く、特に土石流や急傾斜地崩壊などの土砂災害での被害が多く発生した。これらの浸水害や土砂災害により約 16,000 棟におよぶ家屋被害があった。また、151 名（うち関連死 42 名）もの尊い命が失われ、未だ 5 名が行方不明のままである。発災から 2 年目となり、1 市 1 町に災害公営住宅が建設された。

より専門的なこころの支援を行っている「広島こころのケアチーム」は、被災市町及び中長期的な被災者の見守りや個別支援、コミュニティづくりのために 13 市町に設置された「地域支え合いセンター」とともに、関係機関と連携しながら、被災者及び支援者の支援を実施した。

令和 3 年 3 月 31 日に「こころのケアチーム」としての活動を終了し、活動の一部は当センターの事業へ移行した。

(1) 広島こころのケアチーム（一般社団法人広島県精神保健福祉協会に委託）の概要

- ア 開設；平成 30 年 9 月 3 日、当センター情報研修棟 2 階に開設
- イ 活動内容；訪問や出張相談による被災者支援、支援者支援事業等
- ウ 配置；保健師 3 名、看護師 1 名、事務職 1 名

(2) 広島こころのケアチームと当センターとの連携

- ア 定例ミーティング（週 1 回）
- イ 所長（精神科医師）カンファレンス（週 1 回 1 時間） 46 回
- ウ 研修の共催 2 回
- エ 広島県地域支え合いセンターとの合同会議への参加 1 回

(3) 学会等への災害対応に関する発表・報告及び災害対応に関する寄稿

学会名等（月日）	内容
第 28 回日本精神科救急学会（R2.10.10）	「広島県における DPAT 活動の報告」

(4) 令和 2 年度広島こころのケアチーム活動に関する被災市町対象のアンケート調査に係る技術的支援

本県では、広島こころのケアチームのこれまでの活動に対する被災市町の評価や将来の大規模災害発生に備え、こころのケアに関する現場ニーズの把握等を目的に実施した。この調査にあたって、当センターは調査票の作成や評価等に関する技術的助言を行った。

4 新型コロナウイルス感染症への対応

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応

本県では、令和2年3月新型コロナウイルス感染症患者が初めて確認されて以降、感染拡大が継続しており、令和3年8月24日現在、県内の累計感染者数は、16,345人となっている。

令和2年度広島県における新型コロナウイルス感染症の集中対策等

対策	期間
【国】緊急事態宣言 (R2. 4. 16~R2. 5. 14)	
第1次新型コロナ感染拡大防止集中対策	令和2年12月12日~令和3年1月17日
第2次新型コロナ感染拡大防止集中対策	令和2年1月18日 ~令和3年2月7日
第3次新型コロナ感染拡大防止集中対策	令和2年2月8日 ~令和3年2月21日

(2) 取組の概要

当センターでは、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた緊急的な取組について」(令和2年4月3日付け県知事通知)、「新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向けた県業務の実施方針」(4月20日発出)を受け、対応方針を検討した。

ア 職場における感染防止対策

マスク着用、消毒液の設置、換気、職員等の体調確認、施設内清掃、勤務形態の工夫等

イ 業務の対応方針

感染拡大につながるおそれのある業務は、県の対策に応じて中断や延期を検討した。

感染リスクが高いものの、やむを得ず継続することが求められる業務は、より感染リスクの低い実施方法への変更を検討した。

(ア) 総務企画課

診療は継続、審査会は毎月2回の開催継続

スペースの広い会場への変更(出席者の相互接触の機会、対面での会話機会を減らす。)

欠席の事前把握による他の合議体委員への応援依頼

(イ) 生活支援課

デイケアおよび関連事業は休止し、再開後の1週間はショートケアを行った。その後、県の集中対策等に応じて所内で検討し、中止及び再開を決定した。

(ウ) 地域支援課

個別相談は継続実施し、依存症、ひきこもり親の会、集合型研修会などの集団指導は中止とした。一部、WEBを活用した会議・研修会を実施した。

ウ 広島県こころの悩み相談【コロナ関連】の開設

新型コロナウイルス感染症に関連した相談は、健康対策課が「SNS相談広島県こころの悩み相談【コロナ関連】」を開始したことに伴い、5月から専用ダイヤルを設けて相

談対応を行っている。

相談実績

相談対応時間	平日 9:00~12:00 13:00~17:00
相談件数	265件

エ 支援者に対する支援

ホテル療養施設の支援者やクラスター発生施設に対し、管轄保健所と連携しながらこころのケアコンサルテーションを行った。

対応実績

項目	回数	延人員(実人員)
保健所(施設)	2	5(5)
療養施設	4	23(23)

オ 保健所等への応援職員(当所保健師)の派遣

新型コロナウイルス感染症対応のため、当センター保健師を県内保健所等へ、本庁保健師統括部署の調整に応じて、随時派遣した。

応援実績

項目	日数
保健所(県)	5
政令市・中核市	23

第2章 教育研修

地域精神保健福祉業務に携わる関係機関職員の、精神保健福祉に関する知識及び技術・資質等の向上を図り、円滑かつ効果的な連携を目的として研修を実施した。

また、ひきこもり等思春期問題や薬物依存症等アディクション対策、自殺対策等の課題に対応した研修を実施した。

(令和2年度)

区分	実施回数	実施日数	延人数(実人数)
教育研修	22	22	544(544)
実習指導	0	0	0(0)
計	22	22	544(544)

1 教育研修

(令和2年度)

	テーマ	講師	月日	延人数
基礎	精神保健福祉基礎研修(WEB)	当センター職員	9月3日	39
思春期精神保健	思春期問題事例検討会	当センター嘱託医 河野 恵理	毎月 第4木曜日	15
	思春期の問題の理解と家族支援		8月27日	54
	令和2年度ひきこもり支援者オンライン研修	鳥取県立精神保健福祉センター 所長 原田 豊	2月8日	116
	第3回 地域包括ケアシステムによる中高年齢層のひきこもり支援研修会		11月27日	38
依存症対策	アルコール健康障害相談員養成研修	肥前精神医療センター 医長 武藤 岳夫	10月21日	24
	ギャンブル依存症の理解と対応(WEB)	ギャンブル依存症を考える会 代表 田中 紀子	2月9日	50
	ギャンブル依存症当事者を持つ家族の回復	大谷大学 社会学部 教授 滝口 直子	10月8日	20
	薬物依存症の理解	広島ダルク施設長, スタッフ	10月12日 10月16日	24
	動機付け面接について	広島国際大学健康科学部 講師 首藤 祐介	10月26日	31
	マインドフルネス研修会	岡山県精神科医療センター 作業療法班 佐藤 嘉孝	12月9日	19

	テーマ	講師	月日	延人数
自殺対策	災害等危機的状況における支援者の対応 (PFA)	兵庫県こころのケアセンター 研究主幹 PFA/SPR認定トレーナー 大澤 智子	10月6日 11月11日	32
災害対策	災害支援者のセルフケア研修会 (広島・三原・呉)	メディカルフィットネス B-1 松本 直子	12月2日 12月7日 12月16日	31
	新型コロナウイルス感染症こころのケアに係る技術支援	当センター職員	2月22日	36
精神科リ (こころ)	デイケア講師連絡研修会	当センター職員	4月8日	5

2 実習指導

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、実習は中止となったため、受入れ実績はなかった。

第3章 普及啓発

県民や保健所・市町・関係機関に対して、精神保健福祉にかかる情報提供を目的として、平成11（1999）年6月にホームページを開設した。

また、パンフレット等を作成し、相談者や関係機関へ配布している。

1 広島県立総合精神保健福祉センター（パレアモア広島）

- (1) <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/pareamoa/>
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関連して心の不調を感じていらっしゃる方へ
- (3) 広島県立総合精神保健福祉センター
- (4) 面接相談・家族教室，こころの電話（電話相談専用），平成30年7月豪雨災害こころの相談，精神科デイケア，自立支援医療（精神通院）・精神障害者保健福祉手帳，精神医療審査会，精神保健福祉研修（関係機関対象），資料室
- (5) リンク集：社会資源（相談窓口・医療機関，広島県（健康対策課），広島ひきこもり相談支援センター，広島県発達障害支援センター），こころの健康情報（みんなのメンタルヘルス総合サイト，若者を支えるメンタルヘルスサイト，働く人のメンタルヘルスポータルサイト，ストレスチェックサイト，災害時のこころのケア），こころの健康情報

2 自殺・うつ病対策情報サイト

- (1) <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/suicide/>
- (2) 知っておいていただきたいこと
- (3) 大切な人を自死でなくされたあなたへ
- (4) 自殺対策研修（関係機関対象）
- (5) 自殺対策強化月間，自殺予防週間
- (6) ゲートキーパー
- (7) 自殺対策資料（リンク集）
- (8) パンフレット（支援者向け）
- (9) リンク集：社会資源（相談窓口・医療機関，厚生労働省，厚生労働大臣指定法人いのち支える自殺対策推進センター（JSCP），広島県（健康対策課），こころの健康情報（みんなのメンタルヘルス総合サイト，若者を支えるメンタルヘルスサイト，働く人のメンタルヘルスポータルサイト，ストレスチェックサイト，災害時のこころのケア）

第4章 調査研究

地域における精神保健福祉活動の推進あるいは精神障害者の社会復帰促進等に寄与するため、調査研究を実施し、関係機関へ情報提供している。

新型コロナウイルス感染症流行によるデイケア利用者への影響とデイケア運営について

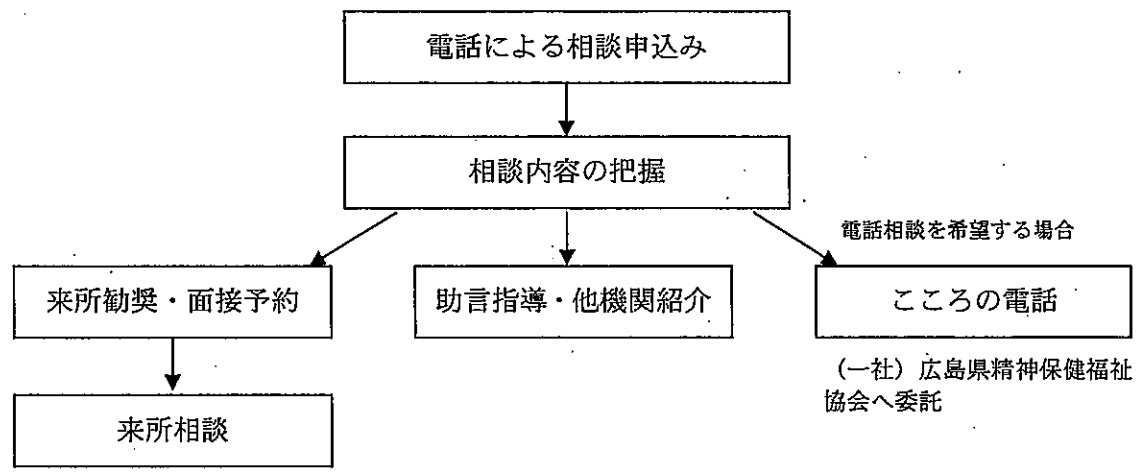
新型コロナウイルス感染症に伴う生活の変化やデイケアの休止が、デイケア利用者にどのような影響を及ぼしているかを明らかにし、感染症を踏まえたデイケア運営について考察を行った。

※発表を行う予定であった「第18回広島県地域保健福祉研究発表会」は延期となった。

第5章 相談指導

精神保健及び精神障害者福祉に関する相談指導のうち、複雑又は困難な事例を中心に、面接等により個別相談に応じるとともに、必要な事例については診察や家族教室など集団指導を実施している。

1 当センターの相談指導のながれ



2 面接相談

(1) 相談件数 (令和2年度)

相談指導		(再掲) 訪問指導		(再掲) 新規
実件数	延件数	実件数	延件数	実件数
322	2,427	41	44	95

(2) 新規相談の受付経路 (実件数) (令和2年度)

計	保健所	市町村	医療機関	その他
95	0	1	8	86

(3) 相談種別 (令和2年度)

延件数	老人保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	うつ・うつ状態	摂食障害	てんかん	その他
2,427	23	557	19	329	207	13	193	196	28	0	862
(再掲)	ひきこもり	発達障害	自殺関連 自死遺族		犯罪被害	災害	インターネット				
	668	458	313	(35)	0	0	15				

(4) 相談者の年代別状況 (実件数) (令和2年度)

計	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳～	不明
322	1	28	68	67	65	49	15	23	6

(5) 受診者の診断別分類 (診察件数 130 件/実件数 322 件) (令和2年度)

ICD-10による診断	デイ含む
症状性を含む器質性精神障害 (F00～09)	0
精神作用物質による精神および行動の障害 (F10～19)	7
統合失調症, 分裂病型障害および妄想性障害 (F20～29)	12
気分(感情)障害 (F30～39)	22
神経症性障害, ストレス関連障害および身体表現性障害 (F40～48)	32
生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群 (F50～59)	1
成人の人格および行動の障害 (F60～69)	4
精神遅滞 (F70～79)	3
心理的発達の障害 (F80～89)	45
小児期・青年期に通常発症する行動・情緒の障害・特定不能の精神障害 (F90～99)	4
その他, 診断保留	0
計	130

3 電話相談

(令和2年度)

内容	延件数	内容	延件数
児童の発達・発育上の問題	6	ギャンブル	68
不登校	8	性についての悩み	5
家庭内暴力	2	認知症等に関すること	4
非行・反社会的問題	0	高次脳機能障害に関すること	1
ひきこもりについて	23	発達障害に関すること	28
児童虐待	4	精神障害の心配	19
配偶者暴力	2	てんかん	0
その他の家庭内の問題	52	精神障害の治療に関すること	38
近隣とのトラブルについて	7	社会復帰に関すること	39
心気症及び心気症的な悩み	8	デイケアに関すること	648
うつに関すること	40	精神障害者への関わり方	12
自殺に関すること	35	職場についての悩み	14
対人関係についての悩み	29	経済・福祉・法律に関すること	14
摂食行動に関すること	5	犯罪被害に関すること	5
飲酒に関する問題	15	災害	2
薬物依存	159	その他(退院・処遇に関すること, ほか)	847
その他の依存	25	計	2,164
		【再掲】新型コロナウイルス関連 合計	265

4 こころの健康づくり相談事業

平成3(1991)年4月から、「こころの電話相談」として、こころの健康づくりに関する相談を、(一社)広島県精神保健福祉協会に委託実施している。専用ダイヤル 082-892-9090

(1) 開設日時

月・水・金曜日(休・祝日を除く)の9時~16時30分(12時~13時を除く)

(2) 相談内容

(令和2年度)

内 容	延件数	内 容	延件数
児童の発達・発育上の問題	10	ギャンブル	43
不登校	2	性についての悩み	2
家庭内暴力	3	認知症等に関すること	3
非行・反社会的問題	2	高次脳機能障害に関すること	0
ひきこもりについて	5	発達障害に関すること	6
児童虐待	2	精神障害の心配・診断	41
配偶者暴力	3	てんかん	1
その他(家庭内の問題)	243	精神障害の治療に関すること	127
近隣とのトラブルについて	5	社会復帰に関すること	18
心気症及び心気症的な悩み	200	デイケアに関すること	1
うつに関すること	48	精神障害者への関わり方	21
自殺に関すること	41	職場についての悩み	68
対人関係についての悩み	212	経済・福祉・法律に関すること	25
摂食行動に関すること	4	犯罪被害に関すること	0
飲酒に関する問題	5	災害	0
薬物依存	2	その他	326
その他の依存	7	計	1,476
		【再掲】新型コロナウイルス関連 合計	81

第6章 精神医療審査会・自立支援医療受給者証
(精神通院)及び精神障害者保健福祉手帳

1 精神医療審査会

精神医療審査会は、精神障害者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保する観点から設けられたものである。

精神医療審査会の業務としては、①精神科病院の管理者から医療保護入院の届出、措置入院者及び医療保護入院者の定期病状報告の審査、並びに②精神科病院に入院中の者又はその家族等から退院請求または処遇改善請求に係る審査を行っている。

区 分		平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	
開 催 回 数		24	24	24	24	24	
退 院 請 求	審査件数	21	14	14	15	26	
	審査 結果	現入院形態適当	19	14	13	15	25
		他入院形態適当	2	0	1	0	1
		入院継続不要	0	0	0	0	0
		審査継続	0	0	0	0	0
処 遇 改 善 請 求	審査件数	2	1	1	2	0	
	審査 結果	現処遇適当	1	1	1	2	0
		現処遇不適當	0	0	0	0	0
定 期 病 状 報 告 等	医療保護入院者入院届		2,326	2,435	2,436	2,352	2,412
	審査 結果	現入院形態適当	2,326	2,435	2,436	2,352	2,412
		他入院形態適当	0	0	0	0	0
		入院継続不要	0	0	0	0	0
	医療保護入院者 定期病状報告書		1,646	1,619	1,603	1,564	1,739
	審査 結果	現入院形態適当	1,646	1,619	1,603	1,564	1,739
		他入院形態適当	0	0	0	0	0
		入院継続不要	0	0	0	0	0
	措置入院者定期病状報告書		85	68	75	56	67
	審査 結果	現入院形態適当	85	68	75	56	67
		他入院形態適当	0	0	0	0	0
入院継続不要		0	0	0	0	0	
計		4,057	4,122	4,114	3,972	4,218	

2 自立支援医療受給者証（精神通院）及び精神障害者保健福祉手帳

在宅精神障害者の治療の確保を容易にするための通院医療費公費負担制度は、平成 18 (2006) 年 4 月から障害者自立支援法に基づく自立支援医療費(精神通院)制度として再編成された。(平成 25 (2013) 年 4 月からは障害者総合支援法に改称)

一方、精神障害者保健福祉手帳の制度は、一定の精神障害の状態にあることを認定して手帳を交付することにより、交付を受けた人が、各方面の協力により各種の支援策が講じられることを促進し、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ることを目的としている。

自立支援医療費(精神通院)の承認件数は例年増加しており、令和元年度までの過去 4 年間では 2,389 件増加していたが、令和 2 年度は前年度比で 4,420 件(16%)減となった。これについては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための臨時的な取扱いにより、更新手続きなしで受給者証の有効期限が一律 1 年間自動延長とされたが、電算処理が対応していないため更新分が統計に反映されていないことが主な要因であり、また、精神障害者保健福祉手帳の所持者数(広島市分を含まない)については、前年度末に比べて 335 人(1.9%)増加していることから、実質的な増加傾向に変化はないと思われる。

(1) 自立支援医療(精神通院)承認状況

※ 広島市分を含まない。

区 分	申請件数	承認件数	不承認件数
平成 28 (2016) 年度	25,675	25,673	2
平成 29 (2017) 年度	26,523	26,519	4
平成 30 (2018) 年度	27,586	27,581	5
令和元(2019)年度	28,069	28,062	7
令和 2 (2020) 年度	23,646	23,642	4

(2) 精神障害者保健福祉手帳所持者数(各年度末現在)

(単位:人)

区 分	1 級	2 級	3 級	計	
平成 28 年度 (2016)	広島県	1,164	10,556	4,219	15,939
	広島市	1,351	9,330	3,500	14,181
	計	2,515	19,886	7,719	30,120
平成 29 年度 (2017)	広島県	1,115	10,814	4,708	16,637
	広島市	1,317	9,869	3,800	14,986
	計	2,432	20,683	8,508	31,623
平成 30 年度 (2018)	広島県	1,047	11,125	5,219	17,391
	広島市	1,358	10,454	4,124	15,936
	計	2,405	21,579	9,343	33,327
令和元年度 (2019)	広島県	1,005	11,249	5,689	17,943
	広島市	1,374	11,087	4,423	16,884
	計	2,379	22,336	10,112	34,827
令和 2 年度 (2020)	広島県	933	11,382	5,963	18,278
	広島市	1,373	11,573	4,620	17,566
	計	2,306	22,955	10,583	35,844

第7章 自殺対策事業

平成18(2006)年10月の自殺対策基本法の施行後、本県では、「こころの健康づくり推進事業」の一環として自殺予防対策への取組みを開始した。その後、平成21(2009)年度に「広島県自殺対策推進計画」を、平成27(2015)年度には第2次計画を策定し、第2次計画の総括目標(自殺死亡率)を達成した。そして、総括目標の自殺死亡率・自殺者数の減少の目標達成により、令和元年度に第2次計画の見直し版を策定して取り組んでいる。

当センターでは、平成18年から相談事業や支援者の人材育成等を実施している。また、自死遺族支援として“わかちあいのつどい”や県内で自主活動をしている団体の相互連携を深めるため連絡会を開催している。

そのほか、広島県自殺対策推進センターの機能を持ち、健康福祉局健康対策課と連携して、事業を実施している。

なお、技術指導・技術援助、教育研修については、第1～2章を参照。

1 相談事業

(令和2年度)

	自殺関連		(再掲) 自死遺族	
	面接相談	電話相談	面接相談	電話相談
延数(実数)	313(71)	57	35(11)	12

2 自死遺族支援

広島分かち合いのつどい「忘れな草」

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により4月を中止し、年5回の開催となった。

目的 自死により大切な人を亡くした人が、安心してその思いを語り合える場の提供の提供。

日時 原則、偶数月第4金曜日 13:30～15:30

会場 東広島市市民文化センター

参加者 延べ21人(実9人)

3 自殺対策推進センター事業

平成24(2012)年度に、「自殺対策情報センター」の機能を持ち、地域の自殺対策活動支援や、統計データの提供、広島県HP内に「うつ・自殺対策情報サイト」により情報の発信

や、普及啓発活動の充実を図った。

平成 28 (2016) 年度からは「自殺対策推進センター」の機能を持って、健康福祉局健康対策課と連携して次のとおり事業を実施している。

(令和 2 年度)

区 分	活 動 内 容
情報収集	国の自殺対策データの収集・提供，ホームページ等による啓発
相談支援	関係機関と連携した相談，助言，指導等の支援
自殺対策計画支援	本庁主管課と連携した，市町の自殺対策計画策定等の支援
連絡調整	連絡調整会議の実施，自殺対策協議会への出席・助言
市町及び民間団体への支援	市町及び地域の民間団体が行う自殺対策事業の相談支援，技術的助言
人材育成研修	地域における関係機関の職員を対象とした研修
市町等における自殺未遂者及び自死遺族等支援に対する助言等	関連支援情報の収集，提供 対応困難事例について，専門家等と連携しながら当該保健所・市町等に対して指導又は助言等

(1) 自死遺族支援団体連絡会

県内で、自死遺族の分かち合いのつどいを開催している行政機関や民間団体が、相互に連携をしていける関係づくりを目指し、平成 25 (2013) 年度から「広島県自死遺族支援団体連絡会」を開催している。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、紙面開催とした。

<自死遺族支援団体連絡会>

対 象 県内で自死遺族の分かち合いのつどいを開催している 9 団体
開 催 年 1 回

(2) 困難事例検討

市町を中心に、自殺のハイリスク者への対応について、専門医等を交えた事例検討会による助言、指導を行っている。

開催回数 4 回

参加者 延べ 52 人 (実 52 人) (市町・保健所職員，こころのケアチーム等)

第8章 思春期精神保健事業（ひきこもり対策事業等）

思春期は心身の急激な成長過程にあり、社会の多様化と相まって、精神保健上の課題をもつ場合も多く、当センターでは、相談事業や支援者の人材育成等を実施している。

また、対人関係の問題から、就学や就労など社会的活動を行わない、いわゆる「ひきこもり」の増加は、近年深刻な社会問題となっていることから、家族教室や保健所への技術支援等に取り組んでいる。

なお、技術指導・技術援助、教育研修については、第1～2章を参照。

1 相談事業

(1) 個別相談

(令和2年度)

	思春期相談*		ひきこもり相談*	
	面接相談	電話相談	面接相談	電話相談
延件数	193 (23)	40	668 (51)	121

※思春期相談（10代が対象）。ひきこもり相談は、思春期相談との重複あり。

(2) 思春期家族支援講座（ピュベル）

家族への早期介入の観点から、当センターで家族面接を継続している、思春期の子ども・若者を育てている親を対象として、心理教育的なプログラムを提供し、家族内における肯定的なかかわりが増えることで、ひきこもり予防・自殺予防を図ることを目的として実施した。

回数	延べ数(実数)	備考
月1回 (全6回)	12 (2)	心理教育講座

※該当者がいる場合のみ実施している。

2 家族教室

(1) ひきこもり家族支援グループ（あしたの会）

当センターでひきこもりに関する家族面接を継続している人を対象として、心理教育的なプログラムを提供するとともに、他の家族との交流により社会的孤立を防ぎ、家族機能を高めることを目的として開催した。

(令和2年度)

回数	延べ数(実数)	備考
月1回 (全7回)	99 (25)	フリーディスカッション、家族講座〔(2)参照〕など

※4月、8月、12月を除いた全9回を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、5月、1月の回を中止した。

(2) 家族講座 (あしたの会) ※再掲

ひきこもり家族支援グループ (あしたの会) 全 9 回のうち 3 回を, 家族がひきこもりに関する基礎知識や家族内のコミュニケーションについて理解を深めるための家族講座として開催した。

(令和 2 年度)

回数	延人数(実数)	回	内容
全 3 回 (年 3 回)	56 (24)	第 1 回	ひきこもりの体験談, 質疑応答・交流会
		第 2 回	【公開講座】 講義:「不登校・ひきこもりの本人が『救われた』 家族の対応とは～本人が一步を踏み出す 時～」(WEB) 講師: NPO 法人全国不登校新聞社 編集長 石井 志昂氏
		第 3 回	【公開講座】 講義:「ひきこもりの理解と支援」 講師: 医療法人あさだ会 浅田心療クリニック 理事長・院長 浅田 護氏

※9月, 10月, 11月で開催

第9章 地域依存症対策事業

近年、薬物依存・薬物乱用については、低年齢化や広範囲化など深刻な社会問題となっていることから、当センターでは、平成 11（1999）年度から薬物相談を開始し、家族教室や家族のつどい、支援者の人材育成等を実施している。

平成 22（2010）年度からは、薬物再乱用防止を目的に当事者教育を継続実施し、平成 25（2013）年度からは、回復プログラムの導入支援等を実施している。

また、アディクション等についても相談事業や支援者の人材育成等を実施している。

さらに、令和 2 年（2020）年度からは、アルコール健康障害相談員養成研修を開始した。技術指導・技術援助、教育研修については、第 1～2 章を参照。

1 相談事業

(1) 相談件数

(令和 2 年度)

	医師 (相談・診療)	薬物相談		アルコール相談		ギャンブル相談	
		面接相談	電話相談	面接相談	電話相談	面接相談	電話相談
延べ件数	68	305	166	10	16	172	66

(2) 薬物相談

(令和 2 年度)

会場	開催	
当センター	専門医	毎月第 1 木曜日 15:00～17:00
	相談員	随時
東部会場（県福山庁舎）	毎月第 3 金曜日	
西部会場（県庁）	毎月第 4 火曜日	

2 薬物依存症対策

(1) 家族教室

家族を対象とした心理教育プログラムを活用して、病気の理解や本人への対応方法等を学ぶ。また、利用可能な社会資源等の情報を得るとともに、家族自身が安心して話せる場・同じ問題をもつ仲間との交流の場の確保を目的として実施している。

(令和 2 年度)

会場	開催	参加者
当センター	毎月第 3 木曜日（年 8 回）	延 88 人（19 家族）
東部会場（県福山庁舎）	毎月第 3 金曜日（年 8 回）	延 45 人（9 家族）

家族研修内容

(令和2年度)

テーマ	講師	月日	延人数
家族のための『借金』ミニ知識	足立・西法律事務所 弁護士 足立 修一	7月14日	8
ギャンブル依存症当事者を持つ家族の回復	大谷大学 社会学部 教授 滝口 尚子	10月8日	11
薬物依存症当事者の体験発表	広島ダルク施設長, スタッフ	9月24日	18
		10月16日	6
マインドフルネス研修会 (WEB研修)	岡山県精神科医療センター 作業療法班 佐藤 嘉孝	12月9日	5
ギャンブル依存症の理解と対応 (WEB研修)	ギャンブル依存症問題を考える会 代表 田中 紀子	2月9日	8

(2) 当事者教育

薬物依存症の当事者を対象に、当センターの薬物依存症認知行動療法プログラム“HIMARPP (ひま〜ぶ)”を活用した回復支援を継続実施している。

(令和2年度)

会場	開催	参加者
当センター	毎月第3木曜日	延30人(実4人)
東部会場(県福山庁舎)	毎月第3金曜日	延3人(実2人)
西部会場(県庁)	毎月第4火曜日	延19人(実4人)
広島保護観察所	全7回	延28人(実18人)
少年更生施設 ④	全1回	延6人(実6人)
少年更生施設 ⑤	全4回	延16人(実4人)

(3) 回復プログラムの導入支援

薬物依存症回復プログラムを実施するに当たり、支援を希望する関係機関に対して導入支援を実施している。

(令和2年度)

関係機関	支援内容
広島保護観察所	計7回のプログラム実施協力
少年更生施設 ④	当事者教育後のフォローアップについて助言
少年更生施設 ⑤	計4回の実施協力及び職員への助言

(4) 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所調査研究事業協力

ア 保護観察の対象となった薬物依存症者のコホート調査システムの開発とその転帰に関する研究の協力(平成30年度から)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
初回面接人員	48人	42人	41人

イ 物質使用障害を抱える女性に対する治療プログラムの有効性評価に関する研究の協力（令和2年度から）

項目	令和2年度
協力当事者人員	3人

3 ギャンブル依存症対策

ギャンブル依存症に悩む家族を対象に、心理教育プログラムのワークブック等を使用し、対応力の向上や家族の回復支援を目的とした家族教室を試行的に実施した。

また、ギャンブル依存症当事者を対象に、個別の状況に応じて既存の回復プログラムを実施している。

（令和2年度）

会場/対象	開催	参加者
当センター	家族	延べ62人（実16家族）
	当事者	延べ3人（実2人）
東部会場（県福山庁舎）	第3金曜日	延べ4人（実1人）

4 アルコール依存症対策

広島県アルコール健康障害対策推進計画（H29年3月策定）に基づき、早期に相談、適切な治療及び回復支援を受けることができるようにするため、「アルコール健康障害相談員」養成研修を実施した。

研修修了者（再掲）	令和2年度
アルコール健康障害相談員	24人

5 その他

関係機関との連携として、自助グループ等が実施する会議等へ参加し、活動を支援した。

第10章 デイケア

【総括】

当センターの精神科デイケアは、社会保険診療精神科デイケア施設基準に基づく施設である。回復途上にある精神障害者等の社会復帰を促進するため、「青年期コース」とうつ及び社会不安症等を対象とする「リカバリーコース」の2コースを運営している。

両コースとも、「居心地のよい雰囲気であること」「通所者の主体性を重視し、引き出すこと」「社会適応できる力を身に付けること」を基本方針として実施している。

また、デイケアを補完する事業として、家族教室を開催し、家族支援を行うとともに、デイケア終了者にOB会を開催し、相互の支え合いの場などを提供している。

さらに、令和2年度から少人数のデイケア導入プログラム（プティパ）を実施している。対人不安が強い方などを対象に、活動や学習などの体験を通じて自己表現や対人交流のスキルアップを目的としている。

新型コロナウイルス感染症への対応については、当センター「業務継続に関する方針」に従い、基本的感染防止対策の徹底を行い、活動内容を工夫し実施している。令和2年度については、緊急事態宣言の対象となった期間などにデイケア等を休止した。

1 デイケア

(1) 内容

ア 実施デイケアと定員及び対象

デイケア名/利用期間	定員	対 象	
青年期コース (最長3年)	35人	概ね 15～30歳	精神疾患等により、社会生活に課題を有し、集団生活を通じて社会的な体験を積みたい方
リカバリーコース (最長2年)	15人	概ね 25～55歳	うつ状態や社会不安症などで、復職準備や自立的生活等を目指している方

※ 令和元年度まで実施していたリカバリーコース復職プログラムは、他就労支援機関の充実などにより就労準備セミナー（短期セミナー）に移行した。

イ 通所期間

- ・青年期コース 原則最長3年（6期）
- ・リカバリーコース 最長2年（4期）
- ・6か月を1期とし、センター所長が必要と認めた時は更新できる。

ウ 実施日及び時間

- ・青年期コース 月・(火)・木・金曜日（週3日）
- ・リカバリーコース 月・(火)・木・金曜日（週3日）

※ 火曜日の午後は不定期で、集団認知行動療法、就労準備のセミナーを実施

- ・各コース9時00分～16時00分

エ プログラムの構成

プログラムの種別	内 容
グループプログラム	①活動内容を話し合いで決定。利用者が企画委員となり活動を進行。 グループ全体活動
	②外部講師がサポートするグループ全体活動
	③主にスタッフが進行するグループ全体活動（セミナー、スポーツプログラム等）
選択プログラム	2つのプログラムから選択、参加する外部講師がサポートするプログラム
行事プログラム	パスハイク、クリスマス会など

オ 週間プログラム

○選択プログラム ※講師プログラム ()内の数字は第()週

時間	月曜日		火曜日	木曜日		金曜日	
9:00	朝 の つ ど い						
10:00	青年期 コース グループ 活動	リカバリー コース グループ 活動	/	青年期 コース (1,3)料理話し 合い又は料理※ (2)スポーツ系 (青年期・リカ バリー合同) (4)セミナー	リカバリー コース (1,3)料理又は 料理話し合い※ (2)スポーツ系 (青年期・リカ バリー合同) (4)セミナー	青年期・リカバリー コース ○園 芸※ ○アート※	
12:00	昼 食						
13:00	面接・ミーティング等			面接・ミーティング等			
13:30	青年期・リカバリー コース ○音 楽※ ○書 道※		短期セ ミナー（不 定期）	青年期 コース ○作 業※ ○健康教室※	リカバリー コース 健康教室※	青年期 コース グループ 活動	リカバリー コース (1)作業※ (3)陶芸※ (2,4,5)グル ープ活動
15:30	片付け・掃除			片付け・掃除			
16:00	夕のつどい			夕のつどい			

(2) 利用者の状況

ア 利用者数

区 分	内 容
登 録 実 利 用 者 数	26人
(男)	(15人)
(女)	(11人)
実 施 日 数 (a)	110日
延 べ 利 用 者 数 (b)	1,227人
1日平均利用者数 (b/a)	11.2人
令和2(2020)年度末現在登録者数	17人

イ 各グループ参加状況

グループ名	実施日数(日)	延べ人数(人)	1日平均(人)
青年期コース	110	845	7.7
リカバリーコース	110	382	3.5
計	-	1,227	-

ウ 年齢別（登録時または年度初め更新時の年齢）

単位：人

	青年期	リカバリー	計
19歳以下	3	0	3
20～29歳	14	1	15
30～39歳	3	0	3
40～49歳	0	5	5
50歳以上	0	0	0
計	20	6	26

エ 診断名（主たる診断名）別利用者数

単位：人，%

診断名	青年期	リカバリー	計（割合）
統合失調症	5	0	5（19.3）
うつ病，うつ状態	4	5	9（34.7）
その他の感情障害	0	0	—（—）
社会不安障害	1	1	2（7.7）
強迫性障害	1	0	1（3.8）
その他の不安障害	1	0	1（3.8）
自閉スペクトラム症	7	0	7（26.9）
パーソナリティ障害	1	0	1（3.8）
その他	—	0	—（—）
計	20	6	26（100.0）

オ デイケア相談件数

単位：人

相談	見学	体験利用	新規登録
39	11	5	5

(3) 退所者の転帰状況

単位：人

区分	青年期	リカバリー	総数
就労（含A型事業所）・復職	0	1	1
大学・専門学校・職業能力開発校等へ入学又は復学	0	1	1
就労移行支援事業所等	0	0	0
B型事業所・他デイケア等通所	2	0	2
家庭に適応	1	1	2
中断（病状悪化，意欲低下等）	3	0	3
総数	6	3	9

(4) プログラム実施状況

ア 青年期コース

利用者は，概して社会経験が少なく，集団活動や対人交流に苦手意識を持つ人が多い。このため，同世代との交流を求める若者を広く受け入れて，それらの課題を抱える若者に対し治療的環境を提供し，社会生活への適応能力を学習・訓練できるように支援している。

プログラム	延べ回数 (回)	延べ人数 (人)	1回平均 (人)
グループ活動	66	365	5.5
セミナー	9	58	6.4
スポーツ系プログラム ※	7	35 (55)	5.0 (7.9)
園芸 ※	33	61 (119)	1.8 (3.6)
音楽	31	100	3.2
書道	31	124	4.0
アート ※	33	107 (132)	3.2 (4.0)
作業	33	263	8.0
料理話合い及び料理	13	67	5.2
健康教室(ヨガ) ※	33	23 (154)	0.9 (4.7)
就労準備セミナー ※	4	4 (16)	1.0 (4.0)
認知行動療法 ※	5	5 (24)	1.0 (4.8)
バスハイク	1	11	—
春のUTAGE	1	9	—

※はリカバリーコースと合同。()は、青年期、リカバリーコース合同人数

イ リカバリーコース

平成 20 (2008) 年度から、うつ病の病状回復と社会復帰支援を目的に「うつ病デイケア」を行ってきた。平成 29 (2017) 年度より「リカバリーコース」と改定し、引きこもり者の社会適応の向上、再就職や転職等、より広く個別の課題に対応した支援を行っている。

内容は、未だ活動性が低い段階の通所者がプログラムを楽しんだり、これまでの生活を見直したりしながら、生活リズムを整え、活動性を上げていくプログラムとなっている。

プログラム	延べ回数 (回)	延べ人数 (人)	1回平均 (人)
グループ活動	43	134	3.1
認知行動療法 ※	5	19 (24)	3.8 (4.8)
就労準備セミナー ※	4	12 (16)	3.0 (4.0)
セミナー	9	26	2.9
作業	6	21	3.5
陶芸	8	29	3.6
書道	7	24	3.4
料理話合い及び料理	16	55	3.4
音楽	3	8	2.7
健康教室(ヨガ) ※	33	131 (154)	4.0 (4.7)
アート ※	33	25 (132)	0.8 (4.0)
園芸 ※	33	58 (119)	1.8 (3.6)

※は青年期コースと合同または参加。()は、青年期、リカバリーコース合同人数

※ 令和 2 年度は就労準備セミナー、集団認知行動療法を青年期・リカバリーコース合同で実施。また、園芸、アートプログラムを選択プログラムとし合同で実施。

2 家族教室

(1) 青年期コース家族のつどい

ア 目的 ①精神疾患等についての正しい知識、情報を提供する。

②家族としての適切な対処技能の向上を図る。

③家族同士の相互の支え合いを促進する。

イ 対象者 当センターの青年期コース通所者の家族

ウ 実施日時 5月～3月隔月（奇数月）第2水曜日 13時30分～15時00分

エ プログラム内容

近況報告、デイケアの説明や活動の報告、医師を交えて意見・情報交換、施設見学等

オ 参加人数

延べ回数（回）	実人数（人）	延べ人数（人）	1回平均（人）
4	6	20	5.0

(2) リハビリコース家族懇談会

ア 目的 ①精神疾患等についての正しい知識、情報を提供する。

②家族として、適切な対処技能の向上を図る。

③家族同士の相互の支え合いを促進する。

イ 対象者 リハビリコース通所者の家族

ウ 実施日時 5月～3月隔月（奇数月）第2水曜日 13時30分～15時00分

エ プログラム内容

近況報告、デイケアの説明や活動の報告、医師を交えて意見・情報交換、茶話会等

オ 参加人数

延べ回数（回）	実人数（人）	延べ人数（人）	1回平均（人）
4	2	7	1.8

3 OB会

(1) 青年期コース等OB会

ア 目的 デイケア終了者のアフターケアとしての生活支援を行う。

イ 対象者 デイケア終了者等で参加が適当と認められる者

ウ 開催日 6月～2月隔月（偶数月）第1水曜日 13時00分～15時00分

エ 活動内容

スポーツ、カードゲーム、楽器演奏、談話（日常生活の情報交換や近況報告）等

オ 参加人数

延べ回数（回）	実人数（人）	延べ人数（人）	1回平均（人）
3	18	45	15.0

(2) リハビリコースOB会

ア 目的 リハビリコース終了者の仲間づくり、情報交換の場を提供する。

イ 対象者 リハビリコース終了者で参加が適当と認められる者

ウ 開催日 年2回 13時00分～15時00分

計画していたが、新型コロナウイルス感染の流行に伴い参加希望者がいなかったり、感染拡大防止のため中止となったりで、結果的に実施していない。

エ 参加人数

延べ回数 (回)	実人数 (人)	延べ人数 (人)	1回平均 (人)
0	0	0	0

4 デイケア導入プログラム(プティパ)

ア 目的 少人数グループでの活動や学習の体験を通して、自己表現や対人交流の経験を重ね自己肯定感を育み、デイケア青年期コースやリカバリーコースへのスムーズな移行を目指す。

イ 対象者 対人関係上の不安や難しさ(社会不安障害やコミュニケーション困難)のある方で、主治医と当センター医師がグループ活動を有効と判断し、プティパ終了後、デイケア青年期コースやリカバリーコースに参加を希望する方

ウ 実施日及び時間 毎週月曜日 13:30~14:30 (令和2年度は毎週金曜日に実施。)

※ 最長6ヶ月

エ 実施内容 グループ活動, ミニ心理教育

オ 参加人数 単位:人

見学	体験利用	新規登録
5	4	2